

FNo. 9・1・0 (甲)

令和元年8月29日

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生様



秦野市長 高橋昌和



給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新
手数料の額について (諮問)

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8パーセントの定率による算定方法(定率制)を条例で規定してまいりました。しかし、施工方法や使用材料の多様化などから指定給水装置工事事業者により工事費が異なることから、同規模の給水装置工事であっても手数料に差異が生じています。また、給水装置工事を行う事業者は広域で仕事をしているため水道事業体が異なっても同じであり、本市を除くその多くの水道事業体では定額制を採用しています。

これらの状況から、給水装置工事手数料のあり方を検討する必要があります。

また、平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、水道事業体で指定する給水装置工事事業者制度に、事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が規定されました。

そのため、条例で指定給水装置工事事業者の更新手数料を定めることが適当であると考えます。

以上のことから、本市水道事業にとって望ましい給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について、次のとおり諮問します。

- 1 給水装置工事手数料のあり方について
- 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について